

お知らせ
領事窓口業務の変更について（予約制の導入など）

令和2年2月21日
令和4年6月27日改定

在シンガポール日本国大使館

領事窓口利用者の皆さまへ

令和2年2月25日（火）から当館領事班における窓口業務を以下のとおり変更させていただきます。また、令和2年4月15日（水）以降領事窓口のご利用は予約制とさせていただきます。

1 予約制について（旅券、証明書、戸籍関係の届出、査証）

来館に際しましては事前に予約が必要となります。

オンライン予約については以下のリンクをご参照下さい。

・領事窓口オンライン予約

https://www.sg.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00504.html

2 旅券、証明書、戸籍関係の届出等

（1）旅券交付までの処理日数

交付は申請日から5開館日です。（例：月曜日申請→金曜日交付）

（2）証明書交付までの処理日数

対象となる以下の証明書の交付は、申請日を起算日として3開館日です。

【対象となる証明書】

- ① 身分事項に係る証明書（出生、婚姻、離婚、死亡証明書等）
- ② 自動車運転免許証抜粋証明書
- ③ その他（在留届出済証明書等）

但し、在留証明、署名証明は即日交付で対応致します。

（3）在外選挙人登録につきましては予約無しで受付ています（午前8時30分から12時、午後1時30分から午後4時まで受付）。入館の際にセキュリティスタッフに在外選挙人登録のための来館であることをお伝えください。

3 その他

急を要する案件や人道案件につきましては、従来通り個別に対応させていただきます。当館としましては皆さまに従来通りの領事サービスを継続して提供できるよう努めていく所

存でございますので、何かご相談等ありましたら遠慮なく領事班までご連絡ください。

皆さまのご理解とご協力のほど何卒宜しくお願い申し上げます。

(了)